

青森県環境影響評価審査会の意見

((仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業環境影響評価方法書)

- 1 「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」で定める地域区分を踏まえた上で事業計画の検討を進めるとともに、関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。
- 2 対象事業実施区域及びその周辺には、農業用水の取水源となっている大畑川等、複数の河川が存在しており、風力発電設備の設置や道路の拡幅工事等により発生した濁水が、水質に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
- 3 コウモリ類への重大な影響を回避又は極力低減するため、専門家等からのヒアリング結果を十分踏まえた上で、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。また、風力発電設備の設置に当たっては、谷内を利用する飛翔生物に配慮し、樹林から可能な限り離隔すること。
- 4 小型哺乳類を対象としたトラップ調査においては、哺乳類相を適切に把握できるよう、少なくとも連続二晩以上とすること。
- 5 希少猛きん類の調査について、対象事業実施区域の北側に調査地点が設定されておらず、生息状況を十分に把握できないおそれがあることから、北側に調査地点を追加すること。
- 6 対象事業実施区域北西部は、特定植物群落「燧岳山腹ブナ群落」を多く含むことに加え植生自然度 9 の自然林が大部分を占めていることから、風力発電設備の配置に当たっては、北西部への風力発電設備の設置は極力回避するとともに、適切な現地調査を行い、調査結果及び予測・評価結果をもとに、植生に重大な影響を及ぼすおそれのないよう検討すること。
- 7 対象事業実施区域北西部は、大西股沢に向かって急斜面になっており、風力発電設備の設置等により、土地の安定性に影響を及ぼすおそれがあることから、これらの影響を回避又は極力低減するため、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。